

SNS 広告 宣伝費 補助金

限度額 10万円

※助成率80%



広告動画の撮影・編集費



スタジオ・機材のレンタル費



インフルエンサー起用費

申請期間 令和8年6月2日～令和8年12月28日(先着順/予算上限に達し次第終了)

対象者 区内に事業所を有し、創業から5年未満の中小企業者または個人事業主

対象経費

- SNS広告のデザイン制作費、動画制作費、各種制作の委託費
- Facebook、YouTube、X、Instagram、LINE、TikTokへの広告出稿費
- 広告制作に必要な写真撮影費、動画撮影費、編集費
- コピーライティング費用(広告文・キャッチコピー作成)
- 広告制作用のスタジオレンタル費、機材レンタル費
- インフルエンサー起用費(契約書等の提出が必要)など

申請手続

 以下の書類が必要です

- 申請書(指定様式)
- 履歴事項全部証明書
(発行から3ヶ月以内・個人は住民票の写し)
- 税務署提出の開業届出書の控えまたは青色申告書の控え(個人のみ)
- 法人住民税・法人事業税の納税証明書
(個人は住民税・個人事業税)
- 広告を行う製品・サービスの概要が分かる書類
- 広告方法の概要が分かる書類
- 補助対象経費の内訳・金額が確認できる書類

お問
合せ | 03-3711-1134

目黒区 産業経済・消費生活課 中小企業振興係
E-mail: sangyo01@city.meguro.tokyo.jp

詳しくは
公式ウェブサイト
をご覧ください

